

浄化槽法施行細則

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合規則第13号

改正 平成23年9月20日 規則第8号

平成28年3月31日 規則第7号

令和3年3月31日 規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）及び環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の有効期間)

第2条 法第35条第1項の許可の有効期間は、2年とする。ただし、必要に応じてこれを短縮することができる。

(許可申請書等)

第3条 法第35条第3項に規定する申請書は、浄化槽清掃業許可申請書（様式第1号）によらなければならない。

2 省令第10条第2項第3号の書類は、誓約書（様式第2号）によらなければならない。

3 省令第10条第2項第5号の管理者が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 身分証明書（個人の場合に限る。）

(2) 印鑑証明書

(3) 申請者（法人にあっては、役員）の略歴書（様式第3号）

(4) 省令第11条第1号から第3号までに掲げる器具の明細を記載した書面及び器具の写真

(5) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定に基づく浄化槽汚泥の収集及び運搬の許可を有する者に、浄化槽の清掃の結果引き抜かれた汚泥の収集、運搬又は処分を委託する場合には、当該契約書の写し

(6) 浄化槽管理者が、浄化槽の清掃の結果引き抜かれた汚泥を自ら処理する場合には、その旨を確認できる書類

(許可証等)

第4条 法第35条第4項の規定による許可の処分をした場合の通知は、浄化槽清掃業許可証（様式第4号。以下「許可証」という。）を交付することにより行うものとする。

- 2 浄化槽清掃業者は、前項の許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 浄化槽清掃業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく許可証を管理者に返還しなければならない。
 - (1) 浄化槽清掃業の許可を取り消されたとき。
 - (2) 浄化槽清掃業を廃業したとき。
 - (3) 浄化槽清掃業の許可の期間が満了したとき。
 - (4) 許可証を汚損又はき損したことにより許可証の再交付を受けたとき。
 - (5) 許可証を亡失したことにより許可証の再交付を受けた者が、亡失した許可証を発見したとき。
 - (6) 浄化槽清掃業の許可の変更があったとき。
- 4 法第35条第4項の規定による不許可の処分をした場合の通知は、浄化槽清掃業不許可通知書（様式第5号）によるものとする。

（許可証の再交付申請書）

第5条 浄化槽清掃業者は、許可証を亡失し、汚損し、又はき損したときは、浄化槽清掃業許可証再交付申請書（様式第6号）により、速やかに許可証の再交付を管理者に申請しなければならない。

（記載事項の変更の届出）

第6条 省令第12条に規定する届出書は、浄化槽清掃業許可申請事項変更届（様式第7号）によらなければならない。

- 2 前項の変更届には、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
 - (1) 省令第10条第1項第1号に掲げる事項の変更 住民票の写し（法人にあっては、登記簿の謄本）
 - (2) 法人の役員の変更 変更後の役員に係る第3条第2項の誓約書及び同条第3項第3号の略歴書
- 3 管理者は、第1項による届出が許可証の記載事項の変更に係るものであるときは、第4条第1項の例により許可証を交付するものとする。

（廃業等の届出）

第7条 法第38条の規定による届出は、浄化槽清掃業廃業等届（様式第8号）によらなければならない。

（帳簿の備付け等）

第8条 法第40条に規定する帳簿は、浄化槽清掃票（様式第9号）によらなければならない。

い。

(報告)

第9条 浄化槽清掃業者は、業務の実施状況について、1月の実績報告書を翌月の10日までに、浄化槽清掃実績報告書(様式第10号)により管理者に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、解散前の東磐環境組合浄化槽清掃業の許可等に関する条例施行規則(平成6年東磐環境組合規則第8号)又は組合が共同処理することに伴い廃止された浄化槽法施行細則(昭和61年一関市規則第16号)、一関市舞川一般廃棄物処分場管理運営規則(平成17年規則第136号)、花泉町浄化槽法施行細則(昭和61年花泉町規則第4号)若しくは平泉町浄化槽法施行規則(昭和61年規則第7号)の規定(以下「旧規則の規定」という。)に基づいてなされた申請、届出、許可その他の行為で、この規則に相当する規定があるものは、それぞれこの規則によりなされたものとみなす。

3 第9条に規定する業務の実施状況の報告は、この規則の施行の日以後の浄化槽清掃の実施から適用し、平成17年度分の実施状況の報告については、旧規則の規定がなおその効力を有するとみなす。

4 この規則に規定する様式は、当分の間、旧規則の規定中の申請、届出、許可その他の行為に使用する様式を取り繕って使用することができる。

附 則(平成23年9月20日規則第8号)

この規則は、平成23年9月26日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第7号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第4号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

（表）

年 月 日

一関地区広域行政組合管理者 様

申請者 住所
氏名
電話番号

浄化槽清掃業許可申請書

浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）			
住 所	電話番号		
清掃業を行おうとする区域			
浄化槽汚泥の運搬及び処理の方法（委託を行う場合はその事業者名）			
役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び職名			
氏 名	職 名	氏 名	職 名

(裏)

事業の用に供する施設の概要

--	--

営業所名及び所在地

営 業 所	所 在 地

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

一関地区広域行政組合管理者 様

住所

氏名

印

誓 約 書

浄化槽清掃業許可申請者は、浄化槽法第36条第2号イからニまで及びへからチまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

備考 「浄化槽清掃業許可申請者」とあるのは申請者が法人の場合は「浄化槽清掃業許可申請者及びその役員」と、申請者が未成年者の場合は「浄化槽清掃業許可申請者及びその法定代理人」と、申請者が法人の場合でその役員の中に未成年者がいる場合は「浄化槽清掃業許可申請者並びにその役員及び法定代理人」と記載すること。

様式第3号（第3条関係）

略歴書

区 分	1 本人	2 法人の役員	3 法定代理人
住 所			電話番号
氏 名			生年月日 年 月 日生
職 名			最終学歴
代理に係る未成年者の氏名			
職 歴	期 間	職 歴	
賞 罰	年 月 日	賞罰の内容	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名 印			

- 備考 1 申請者本人（法人にあっては、その役員）、その法定代理人ごとに記載すること。
- 2 区分欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 代理人に係る未成年者の氏名欄は、法定代理人の場合に、記載するものであること。
- 4 賞罰欄には、浄化槽法又は浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年岩手県条例第30号）に基づく行政処分についても記載すること。

浄化槽清掃業許可証

住所

氏名

年 月 日付で申請のあった浄化槽清掃業の許可申請については、浄化槽法第35条第1項の規定により許可します。

年 月 日

一関地区広域行政組合管理者

印

- 1 許可年月日 年 月 日
- 2 許可の期限 年 月 日まで
- 3 許可の条件

浄化槽清掃業不許可通知書

住所

氏名

年 月 日付けで申請のあった浄化槽清掃業の許可申請については、下記の理由によりこれを不許可としたので通知します。

年 月 日

一関地区広域行政組合管理者

印

1 不許可の処分をした理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に管理者に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に一関地区広域行政組合を被告として提起することができます。

年 月 日

一関地区広域行政組合管理者 様

住所

氏名

電話番号

浄化槽清掃業許可証再交付申請書

浄化槽の許可証を（紛失、き損）したので浄化槽法施行細則第5条の規定により、下記のとおり許可証の再交付を申請します。

記

- | | | | | | | |
|---|-----------|---|---|---|-----|---|
| 1 | 許可年月日及び番号 | 年 | 月 | 日 | 指令第 | 号 |
| 2 | 亡失、き損年月日 | 年 | 月 | 日 | | |
| 3 | 亡失、き損理由 | | | | | |

注 許可証のき損である場合には、き損した許可証を添付すること。

様式第7号(第6条関係)

年 月 日

一関地区広域行政組合管理者 様

住所

氏名

電話番号

浄化槽清掃業許可申請事項変更届

年 月 日付け指令第 号で許可を受けた浄化槽清掃業について、次のとおり記載事項を変更したので、浄化槽法第37条の規定により届け出ます。

1 変更の内容

(1) 変更事項

(2) 変更後

(3) 変更前

2 変更の年月日 年 月 日

3 変更の理由

年 月 日

一関地区広域行政組合管理者 様

住所

氏名

電話番号

浄化槽清掃業廃業等届

年 月 日付け指令第 号で許可を受けた浄化槽清掃業については、浄化槽法第38条第 号に該当することとなったので次のとおり届け出ます。

1 廃業等をした浄化槽清掃業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

2 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

備考 この届出をしなければならない者は、次の(1)から(5)までに該当するものである。

(浄化槽法第38条)

- (1) 浄化槽清掃業者（個人）が死亡した場合、その相続人
- (2) 浄化槽清掃業者（法人）が合併により消滅した場合、その役員であった者
- (3) 浄化槽清掃業者（法人）が破産により解散した場合、その破産管財人
- (4) 浄化槽清掃業者（法人）が合併又は破産以外の事由により解散した場合、その清算人
- (5) 浄化槽清掃業を廃止した場合、浄化槽清掃業者であった個人又は浄化槽清掃業者であった法人の役員

様式第9号（第8条関係）

浄化槽清掃票			
浄化槽管理者の氏名 又 は 名 称			
浄化槽管理者の住所			
浄化槽の設置場所			
浄化槽保守点検業者 の有無及び氏名		有・無	
単 独 ・ 合 併 の 別		単独（全ばっ気方式・分離ばっ気方式・その他）・ 合併（ 人槽）	
清掃年月日	特記事項	清掃年月日	特記事項

年 月 日

一関地区広域行政組合管理者 様

住所

氏名

電話番号

浄化槽清掃実績報告書

浄化槽の清掃の実績を浄化槽法施行細則第9条の規定により、次のとおり報告します。

取扱年月 年 月分		区分	基数（基）	のべ人槽（人）
一関市	一関地域 花泉地域	単独浄化槽		
		合併浄化槽		
		合 計		
	大東地域 千厩地域 東山地域 室根地域 川崎地域 藤沢地域	単独浄化槽		
		合併浄化槽		
		合 計		
平泉町	単独浄化槽			
	合併浄化槽			
	合 計			

備考 この報告書は、翌月の10日までに提出すること。